

春季全国火災予防運動実施 (3月1日(月)から3月7日(日)まで)

全国统一標語『その火事を防ぐ あなたに 金メダル』

令和3年春季全国火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすいこの時期、ご自宅の防火対策は万全か、普段の生活の中で火災の発生に繋がる危険な習慣はないか、今一度ご確認をお願いします。

《3つの習慣》

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ① 万一の火災の早期発見、早期避難のために【住宅用火災警報器】を設置する。
(平成18年6月1日施行)
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、【住宅用消火器等】を設置する。また、設置済みの消火器本体表示を確認し、使用期間または使用期限が過ぎていれば新しいものと交換する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

設置の義務化から10年経過

住宅用火災警報器の維持管理について

いざという時のためにお手入れや点検をしましょう



- 日頃から機器の点検をしましょう
 - 一ヶ月に一度を目処に点検を実施しましょう。
 - 点検は居住者自身で行ってください。
- 点検の方法（作動確認）
 - 本体の紐を引くものやボタンを押すことで点検できる物など機種によって方法は異なります。
 - 取扱説明書をよく読んで正しく点検を実施してください。
- 掃除（お手入れ）
 - ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなります。家庭用中性洗剤に浸した布などを十分に絞って、軽く汚れを拭き取ってください。
 - 取扱説明書をよく読んで正しくお手入れを実施しましょう。

本体の交換時期はおおむね設置後10年です

- 本体の交換時期は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。
- 本体ごと交換する機種と乾電池を交換する機種があります。火災以外の異常を知らせるアラームが鳴った場合には点検を行い、故障や電池切れの場合には直ちに本体の交換を実施してください。

◆ ご不明な点がございましたら、消防本部までお問合せ下さい。

峡南（広）消防本部 ☎055-272-1919（代表）

※南部町では平成23年2月に75歳以上のみの世帯、平成23年8月に全世帯（配布済世帯を除く）に住宅用火災警報器を配布し、設置から10年を迎えようとしていますので各家庭での点検を実施しましょう。